

農福連携工賃向上推進事業 仕様書

1 業務名

農福連携工賃向上推進事業

2 事業の対象

本事業の対象は、事業所工賃向上計画を作成している県内の就労継続支援B型事業所とする。ただし、県内の就労継続支援A型事業所、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち、事業所工賃向上計画を作成し、工賃の向上に積極的に取り組んでいる事業所を含んでも差し支えない。

※農福連携マルシェ開催事業については、県内の農福連携に取り組む農業者及び農業関係団体も対象とする。

3 実施内容

(1) 農業技術等実践指導事業

農業分野での事業所の支援のため、農業技術に関する指導や助言、専門知識やノウハウを持つアドバイザーによる実践指導を行う。その方法は、各事業所を直接訪問し、それぞれの圃場に合った栽培計画のアドバイスや栽培指導、加工、流通、販売の一本化の推進を図る6次産業化に向けた取り組みへの助言等を行うこととする。

(2) 農福連携マルシェ開催事業

農業に取り組む事業所による農福連携マルシェを行う。なお、商品の販路拡大等に繋がるよう工夫すること。

(3) 啓発事業

既に農業に取り組んでいる事業所の好事例などを収集し、他の事業所を対象に研修を行う。

4 事業の実施回数等

全ての事業において、地域性や属性に留意した内容とし、実施すること。

(1) 農業技術等実践指導事業は、5か所以上の事業所を対象に10回以上行うこととする。指導対象となる事業所については、県内の事業所が幅広く参加できるよう、公平かつ合理的な選定を行うこと。選定方法に疑義がある場合については、事前に愛知県に協議すること。なお、実践指導の会場となる農地は、委託業者が確保するものとする。

(2) 農福連携マルシェ開催事業は、集客や来場者の利便性を勘案しながら名古屋市内の集客が見込まれる場所で開催することとする。音声コードに対応したチラシの作成やSNSを活用して、開催の周知を図ること。また、開催日数は、2日間以上とし、効果的に農福連携マルシェを開催するため、開催日数のうち1日以上は、次の要件を満たした上で、実施すること。

ア 規模

出品事業者数が10事業者以上であること。

イ オープニングイベントの開催

農福連携マルシェにふさわしいオープニングイベントを開催することとし、事前に企画内容を愛知県に相談し、承認を得ること。

(3) 啓発事業は、研修会等を2回開催すること。なお、研修会は商品の販路拡大等に繋がるような内容とするなど工夫すること。また、開催形態は会場での集合研修だけでなく、オンライン配信による研修開催も可能とし、研修会当日後においても、参加できなかった事業所の学習や振り返り学習の機会を確保するため、オンデマンド配信を実施すること。

5 附帯業務

農業技術等実践指導事業、農福連携マルシェ開催事業及び啓発事業に附帯する業務は以下のとおりとする。

- (1) 事業の企画及び運営
- (2) 会場の確保及び会場設営（必要機材の持ち込み等含む）
- (3) 対象事業所への周知・募集並びに連絡調整
- (4) 事業実施報告書の作成
- (5) その他、企画提案書の内容等に基づき愛知県との協議により、事業の実施に必要と認められる業務

6 事業実施報告書

事業実施報告書は、様式任意とし、令和8年3月23日までに、データにて提出するものとする。

7 雑則

- ・委託業者は、企画提案に基づき、愛知県と連携をとりながら、本事業を実施すること。また、業務の進捗状況を随時愛知県に報告すること。
- ・委託業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約をすることがある。
- ・委託業者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、愛知県と協議し、愛知県の指示に従わなければならない。
- ・他の事業と併催実施する場合、円滑な事業実施が図られるよう調整をし、連携を図りながら行うこと。
- ・委託業者は、打合せのための資料作成等を行う。
- ・委託業者が本事業で入手したデータは、本事業以外に使用しない。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項については、愛知県と委託業者の協議の上、決定する。